

京都府職員住宅あり方検討会設置要綱

（目的）

第1 近年の住宅事情やライフスタイルの変化等、職員住宅を取り巻く状況を踏まえ、今後の職員住宅の有効な利活用方策などそのあり方について有識者の意見を聴取するため、京都府職員住宅あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（委員の役割）

第2 検討会の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- （1）職員住宅のあり方に関する事項
- （2）その他、特に必要と認められる事項

（委員）

第3 検討会は、福利厚生事業検討委員会の委員のうちから京都府知事が指名する者及び職員長を委員とし、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

（座長）

第4 検討会に委員の互選による座長を置く。

（会議）

第5 検討会は京都府職員総務課長が招集する。

2 座長は議長として議事を運営するものとする。

3 京都府知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

（その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は必要に応じ別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。

別 表

分 野	所 属 ・ 職 名	氏 名
学識経験者	近畿大学法学部教授	上 崎 哉
京 都 府	職員長	大 谷 学
民間有識者	(株)みやこ不動産鑑定所 代表取締役	辻 本 尚 子
民間有識者	オムロン㈱ グローバル人財総務本部人事部制度企画グループ長	中 西 拓

(五十音順)